平成２５年（フ）第３２２号
千葉市稲毛区天台２丁目11番17号
債務者　加賀屋ヒデ子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４０３号
千葉市若葉区桜木１丁目13番３号
債務者　石渡　博一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６３０号
千葉県市原市姉崎西２丁目２番地２　ロイヤルヴィラ壱番館102
債務者　戸草内純平
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７２１号
千葉県八千代市萱田町1005番地　ラフィーヌヤマト106号
債務者　惠畑　啓子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４５号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3257番地４
債務者　鈴木　由美
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
長野県飯山市大字緑1128番地
債務者　大月　玉枝
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８２号
長野県千曲市大字羽尾1968番地
債務者　島谷　浩幸
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第８３号
長野県千曲市大字羽尾1968番地
債務者　島谷ゆかり
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第８６号
長野県上田市中央６丁目14番３号
債務者　石原　富子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第９０号
長野県上田市上丸子305番地１、住民票上の住所長野県小県郡長和町古町3995番地１
債務者　伊藤　清子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第７３号
長野県諏訪市大字湖南4182番地の９
債務者　伊藤さとみ
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第４０号
長野県飯田市北方204番地19
債務者　北澤　辰昭
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第４５号
長野県駒ケ根市赤穂10600番地11
債務者　江崎　伸二
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第４７号
長野県駒ケ根市中央15番24号
債務者　印東　俊明
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第１４８号
三重県鈴鹿市稲生塩屋１丁目７番23号　センチュリーマンション３Ａ
債務者　澤田由佳里
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４９号
三重県鈴鹿市稲生塩屋１丁目７番23号　センチュリーマンション３Ａ、住民票上の住所三重県鈴鹿市地子町320番地
債務者　加藤　征敏
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５３号
兵庫県伊丹市西野２丁目490番地サンベール西野202号
債務者　児玉　辰徳
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の２９―306
債務者　井手　敏晴
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係